

滋賀県学校心理士会規約

第1条（名称）本会は滋賀県学校心理士会（日本学校心理士会滋賀支部）という。

第2条（事務局）本会の事務局は、滋賀大学教育学部蔵永研究室内に置く。

（520-0862 大津市平津2丁目5-1）

第3条（目的）本会は学校心理士および学校心理士補、准学校心理士に関わる広報を行うほか、会員の交流・研修・地位の向上を図る。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- （1）学校心理士および学校心理士補、准学校心理士に関する情報を会員に提供する。
- （2）会員相互の親睦と情報の交流を行う。
- （3）専門職としての識見・技能を高めるために研修を行う。
- （4）各地の支部会員の活動や関連学会などの情報を提供する。
- （5）学校心理士に関わる求人・求職の開拓とそれに関連する情報の提供を行う。
- （6）日本学校心理士会・日本教育心理学会と協力する。
- （7）その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条（会員）本会の会員は、学校心理士または学校心理士補、准学校心理士で、滋賀県下に在住しているか活動の拠点を有する者、および、理事会で会員と認められた者とする。

第6条（役員）本会に次の役員を置く。

- （1）会長（日本学校心理士会の幹事を兼ねる）1名。
- （2）副会長若干名。
- （3）理事（支部会の活動方針を決め、実行する）若干名。
- （4）監査（会計を監査する）2名。

第7条（役員の任期）すべての役員の任期は3年とする。再任は妨げない。

第8条（役員の選出方法）

- （1）会長及び副会長は理事の互選による。
- （2）理事は会員の互選によって推薦されて、総会で承認を得る。
- （3）監査は理事会で推薦され、総会で承認を得る。

第9条（総会）

- （1）総会は年に1回以上開催し、会長が召集する。
- （2）総会は役員承認及び本会の運営の基本となる事項について審議決定する。
- （3）総会で議決するには出席者（委任状を含む）総数の過半数の賛成を必要とする。
- （4）適切に作成された資料が全会員に配布され、それに基づく投票が行われた場合には、過半数の賛同投票によって事項を決定することができる。

第10条（理事会）

- （1）理事会は会長、副会長および理事で構成する。
- （2）理事会は総会の決定に基づいて具体的な事業を計画し実行する。
- （3）理事会は理事の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
- （4）この規約に規定されていない事項については理事会が決する。

第11条（会計）

- （1）本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。
- （2）会費及び事業に関わる会計事務は会計担当理事が行う。
- （3）監査は毎年度末に本会の諸活動に関わる収支について監査する。

第12条（規約の改廃）本規約の改廃には総会の議決を必要とする。

附則 この規約は平成11年11月20日から施行する。

2009年11月30日一部改正

2010年10月31日一部改正

2011年12月18日一部改正

2017年4月1日一部改正

2021年11月27日一部改正